

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和6年11月26日(木) 午前9時59分～午前11時44分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、
7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、
11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克、

オブザーバー

議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(6番) 今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 請願・陳情について
- 2 本会議の質問における資料の使用について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 請願・陳情について

委員長 本件については前回の委員会において、市政クラブさんから御提案のありました陳情の取扱いについて図式化したものを提示することとなっており、事前に皆様に配布をさせていただいております。この件につきまして市政クラブさんから補足説明等がありましたらお願いをいたします。

意（２） それでは、フローチャートでまとめたものを説明させていただきます。御手元資料のナンバー２の陳情審査の流れというのを御参照ください。

現状に対しまして市政クラブ案ですが、日付、スケジュール入りのもので提案をさせていただいております。前回と少しかぶりますが復習の意味で説明させていただきます。

陳情、持参、郵送含めて、まず提出されたものにつきましては一旦議長のほうが受理をいたします。受理したものにつきましては全議員に写しを配布いたします。これ招集告示の7日前になります。その中で、郵送及び市外在住・在勤・在学者の陳情につきましては、そのまま写しを配布のみといたします。市内在住・在勤・在学者からの陳情につきましては、招集告示前日に議会運営委員会を開催いたしまして、そこでその中身を、取扱いを審議、決定いたします。

それを経まして招集告示日に議会運営委員会が開催されます。その際に決定されたものにつきましては、文書表（案）、それからその写しを配布するのと、付託先（案）を決定いたします。決定の後、全議員に文書表を配布いたします。

そこで本会議4日目ですが、委員会の付託先を決定いたしまして委員会にて審査、採決という流れになっていきます。

ざっとシンプルにいたしまして説明をさせていただきましたが、以上です。

委員長 ありがとうございます。

それではこのことについて、他の会派、委員の方から御意見等ございましたらお願いいたします。

意(13) お聞きしたいんですけど、市内在住・在勤・在学者ということは、高浜市自治基本条例に基づく市民とは、これ対象が変わってくるんですけど、それだと私ちょっと問題があるのではないかと思うんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

意(2) まず、原則様々な取扱いについて在住・在勤・在学というのは自治基本条例を除いての部分につきましては在住・在勤・在学が確認できるものの陳情といたします。

自治基本条例で市内で活動される方っていう部分もあります。その方につきましては、基本的に市内の在住・在勤・在学者の方が一緒に活動してみえる方が見えるような形でありましたら、その方のお名前でも提出いただければいいかと思っております。

意(13) その方がやはり、例えば市内でボランティアやっていて、こういう陳情を出したいということで出すんですけど、それを人に頼むということは、それは違う人が陳情者になってやるということになりますので、ちょっと趣旨が違うかと思えます。なのでちょっとそれはあり得ないのかなっていうところですし、結局自治基本条例の定義と議会はもちろんそれに準ずるべきだと思んですけど、そこを準じないっていうところについて私説明いただきたいんですけどお願いします。

意(2) 先ほどから自治基本条例を盾にお話しいただいていると思います。自治基本条例でいう市民というのは高浜市内で活動してみえる方というふうに定義される部分あるかと思いますが、どれだけの範囲で活動していると捉える部分が、実態がつかめない部分もあります。市内で出入りして一言何か物申す人でも、自治基本条例であれば市民というふうに捉えるところもありますし、活動の実態、やっぱりまず一番重きを置くのは高浜市内に籍を置き、しっかりと活動、それから意見を表明できる方について今回、自治基本条例を前提としている陳情審査ではなくて、在住・在勤・在学者ということでしっかりと定義できる方について陳情できるというふうに解釈しております。

意(13) 自治基本条例にはのっとらないということでもよろしいでしょうか。

意（２） この陳情の取扱いについてはそのように考えております。

意（１３） 自治基本条例って高浜市の憲法と言われているものでありますので、それに反するような取扱いというのはどうかと思います。それから在住は今までどおり住所のほうが明記されておりますので問題ないかと思うんですけど、在勤・在学につきましては、本人のプライバシー、個人情報に関わることでありますので、どのように判断されるのか教えてください

意（２） 先ほどちょっと憲法という部分は少し私は賛同しかねる部分があります。憲法とはちょっと大げさな部分があります。それから在住・在勤・在学者につきましてプライバシーとおっしゃいましたけど、基本的には陳情者の住所、お名前、記入することになります。その確認はどうするかっていったところ、市内例えばいろんな手続き、申請に関しましてもやはり確認が必要な部分あります。そこで例えば提出の際に社員証でありますとか、それから在学、もし発行しない会社、事業所等がありましたらそういった社員証に代わる何か証明できるものを提示いただいて受理するという形が望ましいかと思えます。

意（１３） 個人事業主とかにお勤めの方とかにつきましてはそういった社員証とかは全くないんですけど、どのように確認をされるんでしょうか。

意（２） 例えば一人親方とかそういった方もみえるかと思えます。例えばそれに従事しているような証明というのはいろいろ出るかと思えます。例えば法務局の登記でありますとかいろいろ証明できるすべがあるかと思えます。特に事業を進める上でいろんな証明が必要だと思えますので、そういったものは何らかの形で証明はできるかと思っております。

意（１３） 何らかの形で証明できないっていう方が現実すぐに想像できるかと思うんですけど、そういった方については、どうしたらいいんでしょうか。教えてください。

意（２） 証明できないっていう方が具体的にイメージできませんので具体例をお示してください。

意（１３） 例えば個人事業主であれば法人登録していればもちろんそういう、でもわざわざそういう登記簿とか持ってこないといけないのかなっていうところなんですけど、そういうことであればそういったことも明記していかなければいけないと思えますし、そこも一つハードルがあると思えます。それから個人事業主に雇われてる方についてはどのように証明をすればよろしいんでしょうか。特にパートとかそういう形で従事されている方もお見えですので、そういう方についてはどうしたらいいか教えてください。

意（２） 質問に対してとてもシンプルな形だと思います。雇い主に在勤証明を出していただければ事足りると思っております。

意（9） 委員長に質問したいんですけど、今ってそういうのを話し合う場所なんですかね。

「当たり前です。」と発声するものあり。

意（9） この図を、前回そういうのは決まっています、今荒川議員がこの図の説明ということで説明をしていただいていると思うんですけど、そういった細かい要綱とかも今この場で議論するという趣旨だったんですかね。

委員長 ありがとうございます。

基本的に前回、郵送と市外の方々の陳情と、市内在住・在勤・在学の方々の陳情の取扱いをこういうふうに変えますよということは御了承いただいたとっております。ですから今、長谷川委員が言われた部分に関しては、この後、規則の改正だとかそれから申合せの改正、それからもし要綱等を作っていくのであれば、その要綱をどうしましょうかというところの内容になると思いますので、おっしゃるとおり、そちらのほうの議論をさせていただきたいと思いますが。

意（13） 私は前回これについては反対いたしました。なぜ反対したかというやはりそれをやるにはすごく問題がいろいろ起こってくると思うんですよね。そういうところをきちんと決めることなく進めているので。

今説明がありましたけど、その説明がしっかり本当にこれで進めていいのかっていうところ、私疑問視していますので、そこについてはきちんとお答えいただかないと私次の議論に進めないと思っておりますので今聞いております。

「決まったんですよね。」と発声するものあり。

委員長 前回のこの議会改革の中で、市内と市外の出所の陳情書の取扱いについては決めておりますので、もう。ですからそれを今回フローチャートに表して分かりやすく見えるようにしようということで書いたものがこちらになっているというふうに理解をしております。

意（13） 私は市内市外という言い方でしたので、私は市民という、もちろん自治基本条例に基づいた判断だと思ってたんですけど、今回はっきり在住・在勤・在学者ということで書かれています。これだと非常に今後私は問題が起きてくるのではないかとということで今質問させていただいております。

委員長 前回からも市内の在住・在勤・在学という話でずっとしてきておりますけれども。逆に倉田委員が言われる、自治基本条例における市民との扱いと違いがあるという話は今日初めて出てきた話で。前回その話はされてませんでしたよね。

意(13) ですから私はまだここが市民となっていれば、ここに書かれている赤字のところですね、市民となっていればまだ自治基本条例に基づくので私は問題ないと思いましたが、今回のフローチャートが市内在住・在勤・在学者ということでしっかり書かれておりますので、それについては問題があるのではないかということで、現在、今、提言させていただいてるんですけど、これ問題ですか。

委員長 倉田委員がおっしゃる自治基本条例における市民っていうのの幅をどこまで見れば、このフローチャートに書いてある在住・在勤・在学の方々とどこがどう違ってくるんですかね。

結局、前回市内の在住・在勤・在学の方々と、それからそれ以外の方々と分けましょうという話をしたところで、市外の方で私は高浜にこういう関わりをしてるから市民だということでやっていくんだったらこれ議論する意味全くないですよ。

意(13) だから私は今までどおりいいんじゃないですかっていうことを申し上げてるだけの話で、皆さんがこれで進めたいということで賛成されたわけですから、ここについては私は、じゃどうするんですか、このままこれで進めていいんですかっていうことを申し上げているだけです。

長谷川委員いかがですか。

意(9) 前回までに議論して決まったことなので、今この場でそういったことを議論する場じゃなくて、細かいことはさっき委員長がおっしゃった要綱とか申合せのところでもそういう議論をしていけば私はいいのかなと思っています。

委員長 今日、特に皆さん方に御議論いただきたいのは、その今言った取扱いのレベルの話はどうだっていうその話ではなくて、それに関してはもう前回決まっていますので、陳情の締切りを7日前に引き上げますよっていう話と、それから告示の前日に議運を開かないといろんな決定ができませんよねっていうことを踏まえて市政クラブさんのほうが案を出してくれたものから、それに対してはどうでしょうかっていうところが一番大事なことだと思うんですよ。

ぜひそこについて御意見がございましたら。

意(13) ですから私はもうもともと反対してますし。だからこの赤字のところですね。7日前はそれぐらいは、結局全員写しをもらって皆さんがどうするか。私は一人会派だからいいですけど、何人か会派に見える方については話し合いが必要なのかどうか分かりませんが、できればこ

の招集告示も7日よりもう少し短くしていただきたいと思ひますし、この赤字のところはやはり私これだとまずいので、せめて市民という形にしていかないと、私はこれは問題があると思ひて、今だったらこれ訂正できると思ひますので、それで申し上げてだけの話です。

委員長 ほかに御意見ございますか。

意見なし

委員長 それでは、今、倉田委員が言われる市内在住・在勤・在学者ではなくて、市民からの陳情のほうがいいという御意見ですかね、今言われているのは。郵送と市民以外の陳情と分けるってことですか、言われているのは。

意(13) 私はもともとこれについては今までどおりでいいと思ひてますけど、こういう書き方については問題があるんじゃないですかということをおっしゃっていただけてるんです。こういう自治基本条例と違う形での陳情の受け方っていうのは、議会として問題はないでしょうかということをお伺いしております。

ですから、このまま進めるんだったら自治基本条例にすべきではないでしょうかということになります。

意(2) 逆に倉田委員にお聞きしたいんですけど、住民、市民、自治基本条例でいう市民、その3つの違いを明確にしてください。

意(13) ですから住民は住んでいる人ですよ。自治基本条例は在住、在勤、それから高浜市の活動に関わっている方々ですよ、市民は。なので私はだからこれが非常に、特に在勤ですよ、在学、これについては個人情報にも当たりますので、私はそこまで求めるべきなのかなというところがございます。やはり住所とお名前だけでいけると思ひますので、そう思えば私はこういうふうにはわざわざ市外なのか市内なのか、市民なのか市民でないのかっていうそこについては私は必要ないということなので、もともとの意見が違います。ですけどこういうふうには明記するのであればこれは問題じゃないんですかっていう話です。

意(2) 全く答えがちょっと間違っているところが多くて、基本的に住民については地方自治法で規定されておまして、そこに住んでいる方々を言います。日本国籍、外国籍を問わない。次にいう市民というのは、その住民プラスそこに有する事業所、それから土地・建物を有する者を言います。自治基本条例でいう市民っていうのはそれ以外、市内で活動するものを指しています。

そのあたりよく整理してください。そうしますと自治自体が根本的に間違っているものがあります。いわゆる申請もの、届出についても、それから権利を有するものについても市内在住・在勤・在学という規定が市内たくさんの行政が設けられている部分があります。それにのっかってやっているところだと思いますが。

委員長 それでは全議員に写しを配布するのみということに対して、郵送及び市外在住・在勤・在学者からの陳情、この2つについては写しを配布のみと。それから、市内在住・在勤・在学者からの陳情、これについては議会運営委員会で陳情に適合するかどうかという審議を経て決定をしていくということ。これに関しましては前回、もう既に皆さん方の御意見、多数の中で決定をさせていただいておりますので、そこに関しましては置いておきまして、招集告示7日前を陳情の締切日にするという。それから、議会運営委員会でその陳情を議題として取り上げるかどうかの決定、これをする議会運営委員会を招集告示前日にするというところに対して、これはよろしいでしょうか。

異議ありませんか。

意（13） 招集告示前日に議会運営委員会を開かれますよね。その7日前までにこれの図でいくと、提出者は陳情を提出しなければならないとなってるんですけど、この7日っていう日にちにつきましては、こないだ別に特に何日がいいとかそういった議論はなかった記憶があるんですけど、7日とした理由について教えてください。

委員長 特別ありますか。

意（2） 目安として議長が受理してそれから議長の中で判断して、それから写しを配布するまでの時間は1週間ぐらいを目安というふうに考えてます。

意（13） 議長が受理をします、例えば請願を見ていただくと、前日でも受理をして配布ができるわけですので、この議運の前日でもできないことはないと思うんですけど、それは可能なんじゃないでしょうか。

意（2） 陳情と請願の分量のバランスといいますか内容的にも非常に多岐にわたり複雑な部分もありますし、いろいろ確認したりするところもあるかと思っておりますので7日という目安で入れさせていただきます。

意（13） 陳情も請願も内容的にそんなに私はすごく変わるというものではないと思うので、この招集告示日の前日って書いてある議会運営委員会の前日まででも問題ないと思うんですけどいかがでしょうか。

意（2） 処理の過程を御覧になられてなくて問題ないとちょっと言い切っておられる部分もあるかと思いますが、議長は受理して、内々の処理の部分を判断しまして7日ということにしております。

意（14） 今の現況ではどういうふうになってるか、その日にち僕もしっかり確認してなくて申し訳ないですけども、今と同じでいいじゃないかっていう僕は思うんですけども。今までやれとったのが、何でこういうふうに変えるという、できなくなっちゃうかというのがちょっと疑問に思いますので、今と同じで僕はお願いしたいと思います。

委員長 事務的な処理の話のところになるものですから、少し私のほうからもお話をさせていただきますけれども。ここには書いてありませんが、例えば郵送だとか、それからここで言うと市内在住・在勤・在学者以外の方々から来た陳情について、これに関しては、要は議題に初めから上がりませんということですよ。だけど、これはやっぱりこの意見書を出すべきだとか、この要望書を出すべきだとかっていうことを、これを見たほかの議員さんが思えば、うちの定数でいうと2人以上で意見書あるいは要望書を議員提案することができますよね。その時間を少しでも多く取るっていうことが必要ではないかなということが一つあるのと、それから、請願に関してはこれはもう前日までに届いたものは全部受付できるっていうのはなぜかって言ったら、これはもう必ずこれは請願ですから、受理した段階で議案として提案しますよということが決定するんですよ。議運を開いて審議をする必要がないと。議運を開いて審議をする必要がないというのは、議運で委員会の付託先を決めるだけの話ですから、現状の議運での審査に関しては。そういうことを加味してのスケジューリングだということ、事務局が対応できるスケジューリングがこれぐらいだろうということだというふうに思いますけども。

意（14） 今の委員長の話ですと、結果、今までは告示日の前の議運でやってたのを、今度それを審査するための議運を開くわけじゃないですか。なので、そのために今委員長が言われたみたいに、それをチェックする、いわゆる事務局が受けてどうするかとかいう、そういう日程があるからということでこの1週間というのは考えられてるみたいですけども、僕はそれをもう少し短くしたっていいのかなというふうには思いますので、その辺のところをきちっと日にちを決めていただきたいと思います。

委員長 すいません、もう一点、市内在住・在勤・在学者からの陳情についても、これそのまま全部オーケーで通るわけじゃないですよ。これ見ると審査して決定するっていうふうに書いてありますよね。そうすると審査をする期間っていうのが要るんじゃないですか。

意(13) これ誰がそれを審査するんですかね。この矢印で言うと、配布をしてから各議員がそれを審査するんですか。どこから審査するんですか。

委員長 どここの矢印のことを言ってみえますか。

意(13) 下と横にあって、郵送及び在住・在学・在勤者からの陳情というのが全議員に写しを配布から出てますよね、2つ矢印が。というとな、全議員がそれを判断するってことですか。これちょっとよく図が分からないんですけど。

委員長 これは、まず向かって右側へ出とる青い矢印、郵送及び市外在住・在勤・在学者からの陳情とありますよね。これに関しては先ほど言ったみたいに意見書あるいは要望書、様々なものを、これは提出すべきだという判断を全議員さんが見て判断をしていただいて、もしそうする必要があったら、それをまたどこかの議運で上げていただくということでその矢印がついているわけです。そこまでいかなければ配布のみで、こういうところからこういう陳情が出たんだなという理解だけで議員さんのほうは終わると思うんですけども。下に出ている青い矢印の市内在住・在勤・在学者からの陳情に関しましては、この中でも本当にこれ議案として上げるものなのかどうなのかということも当然審査すべきだということで、それを審査するための時間が1週間ぐらい必要じゃないかと。審査をする時間というのは、個別の審査を個別に考えていただく、あるいは議運のメンバーだけじゃありませんからね、いろんな議員さんが議運のメンバーにこれはぜひ取り上げてくれよという運動する時間も必要だろうということがあって1週間という期間を設けておると、そういう理解をしていただければいいんじゃないかと思えますけど。

意(13) 今の委員長の多分個人的な御意見だと思いますので、ぜひそれは副委員長と進行を代わっていただいてお願いできないでしょうか。そうしないとやはり個人的な御意見が委員長の意見イコールになってしまいますので、お願いいたします。

委員長 個人的な意見じゃなくて、このフローチャートですから、これをどう理解しようという話を理解しやすいように説明をしてるんですよ。

意(13) ですから理解は人それぞれですから議事進行代わってお願いいたします。

意(9) 柴口さん、7日あったほうがいいんじゃないですか。

即日より7日あったほうがいいですよ。どうですか。

意見なし

意（２） 先ほどから委員長が説明したことを御理解して見えないので再度ちょっと補足させていただきます。

全員に写しを配布した時点で、まず郵送分と市外、それから市内分に分けます。特に注目していただきたいのが郵送分と市外。ここでボツになるわけではないです。これを見てどうしても上げていきたいというお考えがある議員、考えていただく時間 1 週間ぐらいを見ております。じゃこれどうするかって言ったときに、これそのまま陳情として上げるわけにはいかないもんですから。それからこの内容についてどうしても上げていきたいという、議案として、例えば意見書とか要望書として、これ作る、考える時間も取ってあると思います。なのでこれを本会議 4 日目に上げていくための検討及び作業時間というふうに踏んでおります。以上です。

意（13） 陳情っていうのは、やはり請願にできないから陳情として上げてると思うんですね、私は。なので、陳情として上げてる人がその人がどうしたいか、主体は陳情者です。

なので私たちがどうこうするとかその人をどういうふうに持っていかとかそういう話ではないので、やはり私たちが真摯に陳情者の方の意見を受け止めて、しっかり議会に反映するということが私は大事だと思っております。

意（２） 先ほど陳情を請願にできないと。陳情から請願に変えることができます。請願で上げればいいんじゃないですか。

意（13） いや、ですからやはり請願にするには紹介議員が必要になりますよね。やはり全国的にこういうことを国会議員なり各省庁の長に申し入れたい、参議院に申し入れたい、衆議院に申し入れたい、いろんなことがすごくあると思うんですよね。そういう方へのハードルを低くしてあげるっていうことが私たちやはり議員としての務めだと思いますので、請願にすればいいとか、そういうことではないと私は思っておりますので、その方の思いをいかにきちんと我々が受け止めて審議できるかっていうところが大事かと思えます。

意（２） 先ほどから言っておりますけど、その思いを受け止めて、国それから各省庁に上げたいというのであれば、意見書並びに要望書という形で作成いただいて本会議に上げればいい話で事足りると思います。

「委員長、13 番。」と発声するものあり。

委員長 まだ続けますか、今のお話。

「今のことが分からないので、すいません。」と発声するものあり。

委員長 仕組みが分からないなら私のほうから説明しますよ。ずっと言ってる話ですよ。

「だったら代わって言ってください。お願いします。」と発声するものあり。

委員長 郵送及び市外在住・在勤・在学者からの陳情は、これはこれをこうしてほしいという、必ず陳情だからそうやって書いてあるんですよ。その思いをきちんとそこに繋げてあげようという事は、議員として議員提案で意見書なり要望書なり出すことができます。ですから受け止めてるんですよ。受理をするという姿勢も、それから全議員に写しを配布するという姿勢も全部受け止めてるからこそするわけです。なおかつ、それをきちんと具体的に実行に移してあげようという議員さんの権利もありますから。だからそういう意見書とか要望書を提出するという陳情に関しては、きちんとその方の思いが伝わるすべを断ち切ってるところはありません。

意(13) 今のは委員長個人の思いだと思いますのでしっかり議事進行代わって御発言をお願いしたいと思います。それじゃないと委員長が平等に…

委員長 倉田委員、ちょっと黙ってください。

ここのやり取りを聞いてて、誰もがみんな理解していることをいちゃもんつけてるから言ってるんですよ。いちゃもんですよ、あなたの言ってることは。誰もが分かるように説明してるじゃないですか、荒川委員が。そうじゃないですか。それを認める認めないっていうのはあなたの考え方ですからいいですよ。いいけどもそれを言い続けてるというのがいちゃもんです。議事進行を妨げているとしか言いようがありません。

「委員長、13番。」と発声するものあり。

委員長 何についてですか。

「議事進行について。」と発声するものあり。

委員長 13番、倉田委員。

意（13）　ですから私はいちやもんじゃなくてこの7日が適当かどうかをいろいろお聞きしてるわけなので、その上で私は意見を申し上げて、それに対していやこういう考えですよってであれば、ここは議論をする場ですから議論を今してるんですから何も問題ありませんし、委員長が議論をしたいのであればそれは議事進行を代わっていただいて議論してください。今の委員長の話だと、委員長が市政クラブよりの意見をずっと言ってます。平等に議事進行していただくという立場においても議事進行に徹してください。

意（2）　今の倉田委員の発言、委員長は市政クラブに肩入れしてるって話、これ侮辱に当たりますよ。それだけ注意してください。

先ほど倉田委員が言われたのが、僕が説明したことに対して分からないので委員長に説明してくださいって一言言ったはずですよ。議事録見れば分かります。その中で先ほどから何度も説明してます。そこを理解してください。議論してないって言うけど議論してますよ。言われたことに対して答えてますし…

不規則発言あり

意（2）　先ほどから説明しているのを理解してください。まとめてくれてるんですよ、委員長は。それに対して、断ち切ってるわけじゃないですよ、陳情者の思いを。やはり議員として考えていただく時間、これはいい陳情だろう、やるべき陳情だろうと思ったところで、やっぱり上げていかなきゃいけないと思った議員さんについては意見書並びに要望書を出して本会議に上げてくださいというような措置も取っております。

意（13）　私はいちやもんつけてるって言われたんで、いや、いちやもんではなくて議論してるんですよっていう話をしただけでありまして、別にいちやもんではないですよ。だってこれでやるって決まったんでしたら、それが適当かどうかについてやはりここで議論すべきじゃないでしょうか。

だからこの7日っていうのが、例えば1日がこういうのに当たってこういうのに当たって、受けた場合、決裁取るのにこれぐらい時間かかりますとかいろいろ御説明があれば私も7日必要ですよってなるわけだし、そういう説明を私はしてほしいし、それが納得できないから聞いているだけの話なので、私は全然議論してると思ってるのに、ちょっといちやもんというような発言がございましたのでそれに対して言っただけの話です。

委員長 今、招集告示7日前という市政クラブさんの御意見に対して、先ほど14番黒川委員が前日でもいいんじゃないかという御意見がございましたけれども。

ほかに。

意(11) うちのクラブから7日前ということで提案をさせていただいて、今荒川副幹事長からも説明させていただいて、当然事務方ともしっかり7日間あれば精査することができるのかというのを確認しながらここで提案させていただいております。

1日前でもいいんじゃないかとかいろんな御意見がありますけれども、やっぱり陳情者の所在をしっかりと確認するには、しっかりと7日間の猶予を持って審査をし、これは間違いありませんということで下に行くものと仕分けをするという作業がどうしても7日間いるということで。とりあえず7日間やってみて、本当にそれがいや3日でも大丈夫ですよと事務方のほうから話があれば、それは3日にするということもありますけれども。とりあえず安全地帯として7日間をセットさせていただいて、そこでしっかりと精査して、しっかりと議運の上に出すというような流れだと思いますので。7日前が本当にいいのかいけないのか、本当に実施してみることが、とりあえずまず7日前でやってみようじゃないかということで意見がまとまれば、これを進めていっていただきたいと思いますが。この後、やっぱり今さっきも何遍も言いますけれども、もうちょっと早くしてほしいとか逆に事務方が7日ではとても無理ですよ、量にもよりますし、質にもよりますのでこれは一度7日という日程を想定した以上は、ここで一遍やってみるということを前提に話し合いをしていただきたいなと思っております。

意(13) ちょっとお聞きしたいんですけど、その7日前ってということについて、ここの7日前のこの点線ありますよね、横の点線。横の点線の上のところは全議員に写しを配布ということなんですけど、配布はこれはいつ、この7日前の7日のうちのどこでされるってということになるんでしょうか。それがちょっとよく分からないのと、これ7日前にもう配布していただけるってことですか。その7日前までに持参してそのままその日に配布をされるってということですかね。そこがちょっとよく分からないのと、もう一点が、さっきから言ってる議員全員に写しを配布ってところで矢印が分かれてるんで議長が受理のどこじゃないので、誰がこれは議運に持ってくるのか持ってかないのかを決めるのかちょっとよくこれが分からないので教えてもらっていいですか。

意(11) また元へ戻るような。議長が受けてそこで精査をして仕分けをするという作業になると思いますけれども、これは何遍でも前回の会議でもお話していると思います。

意 (13) そうすると、議長が在勤とか在学の人についての個人的な情報をもらうことになるんですね。そうすると、この7日前っていうのは提出者が7日前っていう理解でいいんですね。私たちに配られるのが7日前ではないということですね。そこの確認だけお願いします。

委員長 書いてあるとおりでほとんどの方が御理解されてると思いますけれども、7日前が締切日です。締切日が過ぎたらすぐ全議員に配布をするということがここに書いてあります。図が下手っていうことと言えば申し訳ないですけども、それを表しているということは御理解できると思います。

それから、これ私がちょっと委員長として事務局と相談したんですけども、例えば告示日前日になってますよね、この審議決定をする議会運営委員会が。例えば12月8日が月曜日とすると12月1日は月曜日ですよ。そこが締切日になりますよね、1週間前だから。12月8日が告示とすると。そうするとその中には土日が入ってます。8日の日の前日の議運というのは、金曜日に開かれますから5日なんですよ、12月。ということは、1日から5日までの5日間しかないんです、7日取っても。それ以上締切日を早めると何が起こるかかっていったら、やっぱり請願とか陳情を持ってくる窓口を狭めることに繋がるんじゃないかと。結局締切日が早くなってしまいますからね。ここの議会にどうしてもこの陳情を出したいんだとか、請願出したいんだとかっていうふうに見えて見えないじゃないですか、皆さん。郵送に関しては、もう本当にぎりぎりに来たってすぐそれは皆さん配布するだけですだからすぐ済むわけですよ。だから土日にここに持ってきても受付できませんので。

そういうことを考えると、それが妥当な線かどうかっていうことを、結局そこを一番議論をしていただきたいんです。

意 (14) ちょっと一点確認させていただきたいんですけども、今までの請願・陳情というのは、いろんな証明書だとか先ほど出とったんですけども、勤務証明書だとか、それから在学証明書だとか今までそれ取ってあるんですか。

委員長 いや今まで取ってないですよ。今まではだから住所と名前があれば受付をしておりましたので、そこで仕分けられるところはありませんでしたから。

意 (14) その部分については先ほどから出ている一点気になったのは、そういった警察みたいな本人が事実かどうかというのを確認するような、そういったあれっていうのはちゃんと名前も住所も出してるわけですので、そういったことやなんかやあれは僕はこちらのほうで独自に、出てきたときに、どういうところで勤めて見えますか、どういう学校行っていますかとかいうそう

いうところで説明すれば済む話ですので、いちいちそれに対して在学証明書だとか勤務証明書だとか、事業証明書だとかそんなものは必要ないと思います。

委員長 そのこのところはまだ今ここで議論すべき話じゃないもんですから、決まった後にそういったものが必要であれば、規則の改正だとか申合せの改正、あるいはそれだけはいかんということであれば要綱を作る、そういった行為に入ってきますので。現状では今ここで皆さんに話をさせていただきたいのは、基本的には先ほど言ったように、招集告示日の7日前を締切りとするところと、それから前日、前日って先ほど言ったみたいに土日が挟まれば3日目になってしまいますけども、審査決定をする議会運営委員会を新たに開くというところ。これについて。

意 (14) 今の委員長の話ですと、きちっといわゆる1週間、告示日の1日前の議運には、今言ったところまできちっとできてないとできんわけですよ。だったら、今僕が言ったようなことなんかでも、これからの話じゃなくてそういったことも踏まえて、こうですよという形できちっとしていただきたいと思います。

委員長 ただ先ほど言ったように、例えば社員かどうかとか在学しているかどうかということはどうやってそれを証明をしていただいて、どういうふうにそれを受理するのかっていうこともきちんと決めないと、これ事務局が議長の命を受けて受理をするという形になりますので、そういったことをこの後に、結局これが決まったら、この後に決めていかなきゃいけない。それをどこに明記していくんだというところが残るわけです。

ほかに御意見ございませんかね。よろしいですか。

意見なし

委員長 それではこの今日のスケジュールでいうと、議長が受理をするその締切りを招集告示7日前とする。それから市内在住・在学・在勤者からの陳情においても、議会運営委員会で審議をし、決定をする。その委員会開催日を招集告示前日、土日が入った場合は前々前日なんですかね。とするということに対しまして、このようにさせてもらって御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「よろしいですか、発言。」と発声するものあり。

意（13） 市内在住・在勤・在学者からの陳情というものにつきましては、やはりこれは自治基本条例と違いますのでここはせめて市民っていうふうに変えるべきだと思います。

委員長 今異議がありましたので、ここで採決をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、もう一度改めて、陳情においては、締切りは招集告示日7日前とする。それから市内在住・在勤・在学者からの陳情の審査、そして決定に関しましては招集告示前日の議会運営委員会において行う。

これについて賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数です。

それでは、スケジュールを含めたこの形での陳情書の受付から審査に至る過程、これに対して、先ほど来から出ている会議規則の改正、申合せ事項、要綱の策定ということが出てくるんですけども、今、改正が必要となるのはやっぱり会議規則と申合せ事項の改正はこれは現段階で必要になってきます。ですからその中身を精査することと、それからもう一つ、要綱というのは高浜市議会で持っておりません。陳情受付の要綱というものは持ってませんから、その要綱の策定をどうするか。これに対しまして御意見を伺いたいんですけども。中身は置いといて要綱までが要るか要らないか、この辺の御意見をいただければと思います。

意（2） こちら陳情提出に関して対市民の部分、それから在住・在勤・在学っていう部分もありますので、要綱を制定したほうがいいと考えます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、会議規則の改正、申合せ事項の改正と、それから要綱の策定に関しましては、

次回までに案を作らせていただいて皆さんにお示しをしますので、次回の議会改革特別委員会において、御意見を頂戴するという形にさせていただいてよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 そのようにさせていただきます。

2 本会議の質問における資料の使用について

委員長 本件につきましては、前回の委員会のまとめを資料として事前に配布させていただいておりますので、御覧をいただいたと思います。

本日はまず初めに議場での資料の見せ方として実際に資料を投影し、傍聴者、ライブ配信の視聴者に対し、どのような方法で資料を見せていくかを検討していきます。

それでは事務局のほうでお願いします。

<デモ>

- ①質問席にA4、A3、タブレット資料を置いて、カメラのズーム機能を使い投影
- ②傍聴席付近にスクリーンを設置し、プロジェクターで投影

委員長 それでは、これでデモは終わりますので、今のデモを踏まえて、傍聴者への資料の見せ方及びライブ配信の視聴者への見せ方について協議をしていただきたいと思いますけれども。

意(11) 市政クラブとしては、今のモニターを見させていただいたり、大変難しいところがあるのかなど。要するに、その操作をする人、それと質問者との連携というのは非常に難しいのかなという、今見させていただいて実感しておりますので。今の率直な意見、本当に誰に見せるものなのか、誰のためにやるものかということをもう一度考え直さないといけないのかなと思っておりますので。

1 ページ目にあります議員のタブレットに配布する資料としては僕はオーケーかなと思えますけれども、今の見せ方についてはちょっと議論をしなきゃいけない点があるのかなという実感を持っております。

意(13) 今、多分事務局がいかにか今ある資料を持ってお示しできるかっていうところで、御提案というか、今デモっていうことでやっていただいたと思います。なのでとりあえず、今できる状況で進めて、それよりもより良い方法があればそれは変えてくってという形で。とにかくやはり今 iPad に載ってるからっていうことになると、議員や職員は分かるけど市民の方が分からないと、やはりそこが理解に対するやっぱり図とか表とかそういうものでなくてもこういうものがありますっていうだけでも理解の度合いっていうのがすごく変わってくると思うので、私たちは市民の代表としてここに出てるので、もちろん市民の方から今回の議案に対しての御意見とかも頂かなければならないと思っておりますので、やはりできるだけ市民の方とも共有できるようにしてくってというので、そういうことで近隣市も皆さんそういう映像で見せるっていう手法は取ってみえると思いますので、とりあえず今のやり方で、少し何か不具合が出たりとか少し見づらかったりとかいろいろ問題はあってもいいかもしれませんが、とりあえず取り入れるっていうか今の方法でやってみて、より良い方法があれば改善していくという形でいいんじゃないかと思っております。

今の方法でっていうのは、デモですね、実際に今資料を投射ということをやっていただきました。それが一番今のところ事務局としての最大限の工夫と努力によってやっていただいた結果だと思いますので、今実際に資料を投射していただいた方法で進めていただければいいと思います。委員長 傍聴者と、それから視聴者ということでもよろしいでしょうか。

意(13) ちょっと今北川委員長の質問の意図がよく分からなかんですけど、職員それから我々議員はタブレットへ配布、それから傍聴者の方については、こちらの2つの画面及びプロジェクターと投射する機器を入れて見せるという形でいいんじゃないでしょうか。

意(11) 先ほども言いましたように議員、執行部にタブレットへの資料配布っていうのはこれは問題ないと思いますけども、傍聴者、それから視聴者の皆さん方にどうこの画像を配信するという問題については、やっぱり職員もまた増員しなきゃいけないのか、何かそんなようなことも考えますと本末転倒になりますので、もっとしっかり考えないと、この投射の仕方ですね。考える必要があるんじゃないかということは実感しましたので、職員をまた追加して操作をするということは、ちょっと本当に今の段階ですよ、今の段階はいかがなものかと僕は実感しております。委員長 ほかに。

意(9) 前回、傍聴者の見せ方は市政クラブさんと同様って言ったんですけども、今のデモとかでちょっと実感した感じでは、ここは一回見直しが必要なのかなと思ってます。一般質問については、前もここにも書いてありますが現行どおりで良いと僕は考えております。

意（５） 公明党としましても前回の紙の資料を配布して見せたいっていうことだったんですけども、先ほどプロジェクターで資料を見せるだけであれば見せることは可能かなと思うので、この紙の配布はなくていいかなというふうに考えますけども、この見せ方の方法についてもう一度やっぱりちゃんと見直しをしないといけないのかなというふうに感じましたので、一度持ち帰りたいなと思います。

意（１２） プロジェクターが見にくいってことで紙を配るんであれば特に問題はないのかなとは思いますが。ただモニターのほうも細かい文字だと見えないもんですからそのあたりを踏まえて、資料の文字を少なくするかそういうやり方を考えていけばいいのかなと思います。

委員長 プロジェクターも使うってことですか。モニターだけ。

意（１２） モニターは使います。プロジェクター、配れば別にモニター…

意（８） 今見るところ配信、傍聴ともにちょっと見やすくするのはちょっと難しいのかなと。やっぱり事務局の操作も結構すごい大変で、マッチングさせるのもちょっと大変かなと。今後ちょっとまた再検討するしかないのかなと思います。

意（１４） 私はここに書いてありますように紙資料を配布して、あとそれを回収するという形でいいと思います。

委員長 そうすると、配信視聴者には出さない。

意（１４） ビデオの映像だけで。先ほど映すっていうとその分手間かかりますもんで、今までどおり普通の…

委員長 モニターには映すってことですかね。

意（１４） いや、モニターには映さない。

意（７） 視聴者の方にはモニターでやるのはいいと思ってて、ただ見せ方については検討が必要だと、大きさだったり。傍聴者については、ちょっとプロジェクターだと職員さんも要るってことで、あと見にくいっていうのも多分あると思うのでなしにして、紙の配布で回収するでいいかなと思います。

委員長 これで一応、御意見を伺いましたけれども、再度これ皆さん、もう一回ちょっと再検討という声もありますので、持ち帰りを含めて次回までにまたもう一度皆さんに委員会が始まる前に御意見を伺いますので、こういう方法どうだとかっていうのはあると思います。

それともう一つは、これ順番また変わっちゃうといけないんであれですけども、最終的にこういうものなら持ち込んでいいですよという形まで必要になってきます。許可においても議長の許

可ってというのがあやふやだという意見もありますので、だから細かいところ、例えば紙の大きさ
どうするのとか何とかってことまでが全部必要になってくると思います。ただし、これは
我々一番考えなきゃいけないのは、今回事務局と話をしとって思っただけですけども、これ市の
職員、議会事務局の職員を使うということになるわけです。ズームをかけたか何かしたりだ
とかってというのはね。だからそれは一般質問であれば、反対にもっと議員個人が事務局の職員を自
分の一般質問のために使うということになってしまう、そういうふうに思われる恐れもあります
ので、そこも含めて、ぜひお考えをいただければかなということだと思います。これやって当たり前
だという時代ではもうないもんですから、だからそのところが一つあるのと、それからもう一
つは、資料に関しては…

ちょっと副委員長、席は変わりませんが副委員長と代わって意見を言いたいので。いいです
か。

委員長に代わって副委員長議事進行

副委員長 委員長に代わりまして議事進行させていただきます。

それでは御意見ありますので北川委員お願いします。

意(10) それでは委員として発言をさせていただきますけれども、一つは、我々タブレットを
全員持ってます。職員の方々もタブレット全員持ってます。双方のやり取りを議論と呼ぶんです
よね。それをライブ配信したり、傍聴に来た方々が見るわけです。だから、例えばグラフなり写
真なり、いろんなデータなり、そういったものを共有できるところが全員共有しているわけ
ですから議論はそこでも成り立ちますよね。今まで以上に分かりやすい議論になるはずじゃ
ないですか。その前提を本当に皆さん置いて考えてみるかなというふうに思うんです。何か
棒を持ってこう紙を指すとかっこいいんじゃないかとか。昔、熊本の殿様が一時期総理にな
ったときにボールペン持って記者会見やってかっこいいって言われたことがありましたが、
そんな話じゃないですよ。基本がどこにあるかっていうと、その双方のやり取りを見ること
によって、何を高浜市がしようとしているのか、そして議員さんが何をさせようとして
いるのかっていうのが分かりやすい議論になるために、タブレットがあるからこそこれ
ができるんですよっていうのを本来は見せるべきかなというふうに私は個人的に思
います。

それと、さっき言ったように、議会事務局は議会のためには本当に動いていただければいいと

思います。だけど、それをいかに議員個人に繋がらない動きにしていくか、そういったことも大事なかなということを思っていますので、それを踏まえて、私は今市政クラブに所属していますから市政クラブでもまた話し合っていたらなということを思っていますので、それだけをぜひ言わせていただきたく、今ちょっと副委員長に進行を代わっていただきました。

意(13) 私は本当に今、北川委員がおっしゃったように、別にパフォーマンスのためなんてこれっぽっちも思ってません。やはりそれは我々が市民の代表として出ているわけですので、市民の方にもやはり情報共有した上で何が問題なのか、どういうことをしてほしいのかっていうことをお互いに分かりやすくする。もちろんそれは職員の方もそうです。やはりここがこうでしたっということ言葉を理解するっていうことは非常に難しいっていう部分たくさんあると思います。どうしたら我々が理解していただけるのかっていうところを、もちろんそこを重点的に考えてやるものだと思っておりますので、別に全くパフォーマンスとかそういうことは一切ありませんので。もちろんそういうところでほかの議会だって、やはり私も傍聴行きますと映像で映ると、おっしゃったことはこういうことかということで、写真を見たり、グラフを見たり、もしくは文章を見ることによって理解が深まるということがございますので、お互いの理解を深めるためにも私はやはり今時代的にDXとか、こういった議員一人一人、それから職員にもiPadが配られていますので、できるだけ理解しやすいように補助的に使うということで、ぜひ取り入れていただけたらなと思います。お願いいたします。

意(10) 最終的にさっきちょっと委員長として言わせていただきましたけど、どういう資料なら持ち込み可能なのかっていうこと、これ現在でも議長の許可があれば資料の持ち込みってのはオーケーなんですけども、それに対する規約がないというところから始まっておりますので、基本的にそれがきちんと決まるまではなかなか自分だけのためにこれを使ってくれとか、今言ったように自分はこういうふうに資料を準備したからこれ映してくれとかっていうようなことまでっていうと、御自身でここにこうやって示すことは多分いいと思いますけども、ここにズームしてくれとかっていうのは、もう既にこれ職員を使う話になってしまったりするんで、定例会もすぐ始まります。そういったことが現状では皆さんあんまり控えるというよりやるべきではないというふうに思いますので、そちらのところは手でこうやってかざして見せるだけであれば、例えば議長の許可を得て議長がオーケーと言えども問題はありませぬので。ただこれをアップで映してくれっていうのは、これはちょっと今話し合っている最中のことですので、これはもうやるべきではないということを意見として言わせていただいております。

意（13） 今の北川委員の御発言でいくと、今いろいろズームするとかタブレットとかモニターに映すとかいろいろ話がありますが、今までどおりやってきたことに関しては今までどおりで、それ以上のことはまだ要求できないよっていうことこの理解でよろしいですね。

意（10） はい、そうですね。だから今は議長の許可が得られれば持ち込みができますよということですから、議長の許可は必ず取っていただくということをお願いします。それに対して、議長判断ですので、何をもってとかっていう話ではなくて議長がいいと言うか言わんか、このところをしっかりと聞いて許可を取ってきていただければというふうに思います。

副委員長 ほかに。

意見なし

副委員長 よろしいですか。それでは委員長の方に代わりたいと思います。

不規則発言あり

副委員長 暫時、休憩します。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 29 分

副委員長 会議を再開します。

それでは、委員長に戻します。

委員長 はい、すいません、ありがとうございました。

それでは確認しますけども、まず議員と執行部はデータをお渡しして、それぞれのタブレットで見ると。これに関しては御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それから傍聴者と配信視聴者、これに関しては、現段階ではまだ検討ということであり

ますけども、今出てる意見としては紙で配布して回収する、それからズームアップしたものをモニターで映す。それから、できればプロジェクターも使いたいという意見もございました。これに関しましては、傍聴者と配信視聴者に関しては要検討ということで再度皆さんに御意見をいただくようにいたします。

それ以降、先ほど少し触れましたけども、議会改革のこのファイルの中に8月20日のファイルがあるんですけども、そこに議長が議長案として出してくれた要綱みたいなものが載っているとします。要綱が必要であればそのレベルまで持っていかなきゃいけないということになりますので、これに関しましては、その後資料を持込み可とするってということが決定してからそこまで持ってくるかどうか、その中で必要な項目は何か、要らないものは何かみたいなどころも含めてその後の検討ということにさせていただければと思います。

要綱だけではないですね、会議規則の改正と申合せの変更、これも必要になってきますので。先ほど請願・陳情についても、それから本会議の質問における資料の使用についても最終的に会議規則の改正とそれから申合せの改正、それから要綱の作成というものが必要になってきます。この本会議の質問における資料の使用についてはどこまで作りますかね、要綱まで必要ですか。議長が示していただいた議長案はほぼ要綱ですよ。申合せとか会議規則のレベルではないものですから要綱になりますけども、そこまでのものが必要であれば、そこまでの議論をしていただくということになりますけども。要綱までというふうでよろしいですか。それも要検討としておきますか、今日は。

発言するものあり

委員長 要綱については検討にしますね。

それでは今日は以上で終わらせていただきたいと思いますけども、少しだけ時間を使わせていただいて、前回の議会運営委員会で趣旨採択の審査におけるやり方っていうのを皆さん方も覚えてみえると思うんですけど、議運のところ載ってるんだよな…

「今、議会改革で継続でやってるということですよ。」と発声するものあり。

委員長 そうですよ、議会改革ですよ。議会改革でっていう話があったんで、当時。

「付議事項に載ってないけどやるの。」と発声するものあり。

委員長 やるというよりも、これは私がお話しするだけです。

令和6年の議会運営委員会の11月21日の議運の資料のナンバー9、請願・陳情の採決方法の見直しについてというやつです。

これここで議論するつもりはありません。議会改革でというお話もあつたりしたんですけどもそうではなくって、要は、陳情とか請願が議案として提出されます。そのときにどなたかが意見として趣旨採択を入れてくださいということと言われる。そうすると、委員長なりあるいは議長が趣旨採択を入れることに皆さん御異議ございませんかっていうと、ほとんど御異議なしとなります。そうすると、もともと出されていた請願とか陳情に対して趣旨採択を入れるっていう改正案が出たという取扱いになります。ですから、趣旨採択をしてくれませんかという議案が上がってきたというのを皆さんに審査をしていただくということになるんです。だから採決は趣旨採択から採らなきゃいけない。趣旨採択で採って趣旨採択が多数でそれが決まれば、そしたら不採択とか採択は、これは一事不再議と言って議案にすることはできませんので聞けません。これが正しいやり方だそうなんです。ですから趣旨採択を入れるところまでは合ってたんですけども、その後の聞き方がそうではなかったんでそれを正しいやり方に変えるということで。これを議会改革で話し合ってたって意味がないもんですから。

そこで何が起こってくるかっていうと、一つは議員個人の議案というか請願・陳情に対する態度が表せない人が起こってしまう。要は、趣旨採択じゃない人は、採択なのか不採択なのか分からないという状態になります。これを例えば議員個人にそれぞれに聞いていくこともできんことはないでしょうけども、基本的には本会議とか委員会のその採決の結果が例えばびいぷるには載るんです。だから、例えば万が一の例を例えるのであれば、趣旨採択が通ったけども、聞屋さんがあとの4人がどっちの態度なんだろうということが聞きたくて聞きに来てそれを答えたことが新聞に載るってことは可能性としてありますよね。14人のうち9人は趣旨採択だったけど4人は賛成だったと当社の調べによるみたいに載ってね。そういうことからありますけど議会がそれをやるわけにいかない。採決の結果を載せるということになりますから、だからびいぷるの結果は皆さん空欄になります。趣旨採択が否決された場合、今度はその趣旨採択が入っていない通常の同じ請願・陳情がまた議案として上げられて採択か不採択かということをおの人に問う。だけど、その採択と不採択の場合は、採択が多数であれば不採択は聞きません。採択が少数であれ

ば不採択は聞きません。結局、多い少ないでどちらが多いか少ないか分かりますから。これに関しては手を挙げてなくても態度は示したということになりますので、二者選択ですからね。だから議員さんとして気をつけていただきたいのは、今言ったような順番になるよということ、それから自分の態度がしっかりと表せない可能性があるよってということ、それから、もし自分の態度を本当に表したくないんだったら退場してください。ちょっと判断しかねますので退場しますって出ていっていただければいいです。ということになりますので議会運営委員会ではそういう話はしませんし、前回こういうやり方でやりますってことを議運で決まったんで、そのやり方で12月定例会もうすぐ始まっちゃいますのでスタートしていくということになると思います。

意(13) 趣旨採択が少なかった場合、採択か不採択の決になると思うんですけど、そういう場合はどちらから決を取るんですか。

委員長 採択だよ。そのときには議案が変わりますから、趣旨採択で賛同した人も採択か不採択か選ばないと駄目ですよ、議案が違いますから。

意(13) ちょっと確認ですけど、そうすると趣旨採択が少数の場合は採択することに賛成の議員って聞きますよね、今の話でいくと。そうすると、そこで人数が多かった場合はもうそれで終わりってことですよ。

委員長 手を挙げなかったり、起立をしなかった議員さんは不採択という判断をします。

意(13) もう一個確認。そうすると採択とすることに賛成の議員と言ってそこで少数になった場合は、不採択とすることに賛成の議員はって聞きますよね。

委員長 聞かない。だって残りは不採択で多数だから聞く必要ないじゃないですか。

意(13) 聞かないってことは…そういうことなんですね。はい、わかりました。

委員長 だからもし不採択じゃなかったら出てってくださいって先ほど言ったじゃないですか。よろしいですかね。

意見なし

委員長 それでは、次回の日程を決定をさせていただきたいんですけど、こちら事務局と会場の都合も含めて、年末で恐縮ですけども、12月26日の木曜日。

委員間で日程調整

委員長 12月26日の午前10時、議会改革特別委員会をやらせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時44分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長